

貯蓄預金(1/2)

平成26年3月3日現在

1. 預金の種類 商品名	貯蓄預金
2. 販売対象	個人のみ
3. 契約期間	期間の定めはありません。
4. 預入	(1) 預入方法 随時預入 (2) 預入金額 1円以上 (3) 預入単位 1円単位
5. 支払方法	随時支払いできます。
6. 利息	(1) 適用金利 変動金利 10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。 (2) 利払方法 年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 (3) 計算方法 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(マル優をご利用の場合はかかりません。) ※平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息には、「復興特別所得税」(0.315%)が追加課税されます。
8. 手数料	(1) キャッシュカード等による取扱いにあたっては、ご利用時間帯により、当金庫所定の手数料を徴求します。 (詳しくは、別紙の「各種手数料のご案内」をご覧ください) (2) 払戻回数超過手数料およびスイングサービスの取扱いにあたっての手数料は徴求しません。
9. 付加できる 特約事項	(1) マル優の取扱いができます。 (2) 普通預金との間で資金を移動させるスウィング(自動振替)サービス(普通預金→貯蓄預金のみ)の取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱い	_____
11. 金利情報の 入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. リスクに関する 重要事項	預金保険制度の付保対象商品です。 預金保険制度により預金者1人あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。 当金庫に決済用預金(当座預金・無利息型普通預金等)以外の預金が複数ある場合は、それらの預金元本を合算して1,000万円までとその利息等が保護されます。



杜の都信用金庫

貯蓄預金(2/2)

<p>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談部お客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
<p>14. その他の参考となるべき事項</p>	<p>(1) 公共料金等の自動支払いおよび給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取はできません。</p> <p>(2) 「総合口座」の取扱いはできません。</p>

